

議案第 4 2 号

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例の一部を改正する条例

東京都板橋区保育所等の保育費用に関する条例（平成 9 年板橋区条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項第 1 号中「。以下この号及び次号において「令」という。」を削り、「次に掲げる」を「当該特定被監護者等（そのうち最年長者を除く。）である」に、「次に定める額」を「無料」に改め、同号ア及びイ並びに同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「所得割額」を「板橋区規則で定めるところにより計算した当年度（4 月から 8 月までの月分の保育費用の額を決定する場合においては、前年度）分の特別区民税又は市町村民税のうち所得割の額」に改め、同号を同項第 2 号とし、同条第 2 項中「前項」を「前項第 2 号」に改める。

第 5 条第 3 項を次のように改める。

3 前 2 項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に小学校就学前子どもが 3 人以上いる場合の当該小学校就学前子ども（そのうち最年長者及び 2 番目の年長者である者を除く。）の延長保育に係る延長保育費用の額は、無料とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 削除

付 則

- 1 この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区保育所等の保育費用に関する

条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる保育に係る保育費用について適用し、同日前に行われた保育に係る保育費用については、なお従前の例による。

- 3 保育費用の額の決定の通知その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

多子世帯の保育費用の負担軽減措置を拡充するほか、所要の規定整備をする必要がある。